

参考配布

平成 26 年 8 月 8 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、愛知労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、愛知労働局が配布した資料です。

愛知労働局発表
平成26年8月8日



担 当	需給調整事業部	需給調整事業第二課
	課長	牧 秀利
	課長補佐	山本 茂
	副主任需給調整指導官	土方 健
	副主任需給調整指導官	小田 秀樹
	電 話	052-219-5587
F A X	052-219-5589	

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、下記のとおり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 東新テクノ株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 土性 貴宏
所 在 地 愛知県豊田市若林西町宮下20番地1
届出に関する事項 届出受理番号 特23-303391
届出受理年月日 平成20年4月28日

第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令の内容は第4及び第5のとおり)

第3 処分理由

東新テクノ株式会社は、平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間、労働者派遣事業を行う3社から少なくとも延べ7,201人日の労働者派遣の役務の提供を受け、この派遣労働者を、労働者派遣と称していわゆる二重派遣を行い、職業安定

法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。また、平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間、労働者派遣法第24条の2に違反し、無許可・無届の派遣元から労働者派遣の役務の提供を受けたことほか、同法第26条第1項に違反し、労働者派遣契約の締結に際し、契約事項の内容を書面に記載しなかったこと、同法第26条第5項に違反し、派遣受入期間の制限を受ける業務であるにもかかわらず、あらかじめ派遣元事業主に対して、派遣受入期間の制限に抵触する日を通知しなかったこと、同法第26条第7項に違反し、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為を行ったこと、同法第40条の2第1項に違反し、派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けたこと、同法第42条第1項に違反し、適正な派遣先管理台帳を作成せず、労働者派遣の役務の提供を受けたこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成26年8月9日から同年9月8日までの1カ月間、労働者派遣事業を停止すること。

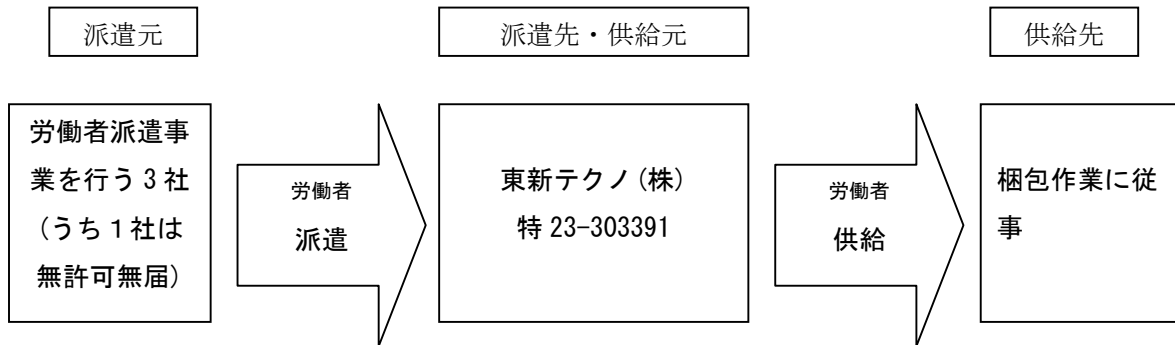
第5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 東新テクノ株式会社は、平成26年7月8日から平成26年8月8日までの間に実施されたもの及び平成26年8月8日において契約締結済等により今後実施されることになっている労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

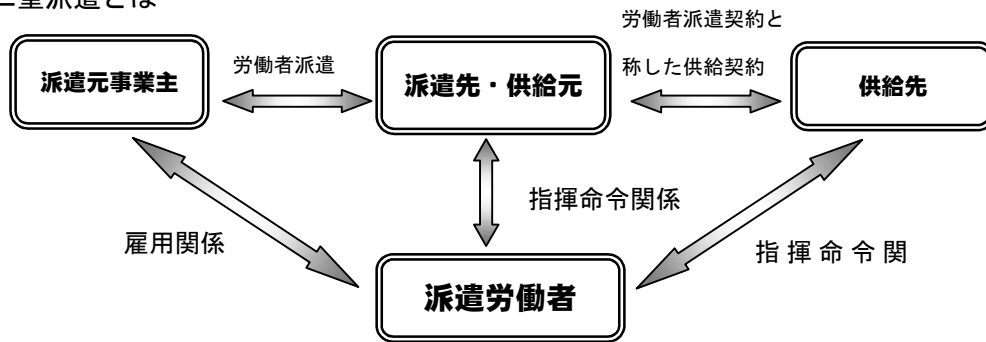
なお、総点検にあたっては、特に次の法条項について重点的に点検すること。

- ① 職業安定法第44条
 - ② 労働者派遣法第24条の2
 - ③ 同法第26条第1項
 - ④ 同法第26条第5項
 - ⑤ 同法第26条第7項
 - ⑤ 同法第40条の2第1項
 - ⑥ 同法第42条第1項
- 2 上記（理由）の事項に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止の措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

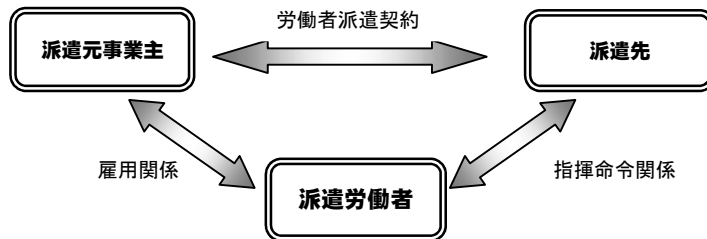
※違反の概要



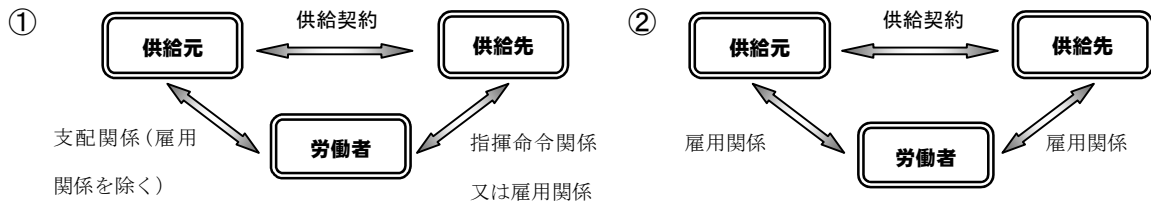
●二重派遣とは



●労働者派遣事業とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること



●労働者供給とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものを含まない



【参考】

○労働者派遣法（抄）

第2条（用語の定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第21条（事業停止命令等）

2 厚生労働大臣は、特定労働者派遣事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第24条の2（派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止）

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第26条（契約の内容等）

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者からの苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するにあたり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

7 労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

第40条の2（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

（一～四号の記載省略）

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合、その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 一年

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

第42条（派遣先管理台帳）

派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(一から七号の記載省略)

第49条（改善命令等）

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第56条（権限の委任）

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法（抄）

第4条（定義）

6 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

第44条（労働者供給事業の禁止）

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又は労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。